

諮問日：平成31年3月25日（平成30年度（最情）諮問第95号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（最情）答申第44号）

件名：判事補採用内定者出身法科大学院等別人員の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「判事補採用内定者出身法科大学院等別人員（59期から70期までの分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書と実質的に同じ文書である、各修習期の新任判事補の採用発令日時点での出身法科大学院ごとの人数や割合が識別しうる一覧表等の文書については、以前に開示の申出を受けて探索の対象となっていたことからすれば（平成29年度（最情）答申第66号）、本件開示申出文書は廃棄されていないといえる。

また、最高裁判所事務総長は、上記一覧表等の文書について、これを作成する必要性はないと説明していたことからすれば、各修習期の新任判事補の採用「内定」時点での出身法科大学院ごとの人数や割合が分かる一覧表を作成する必要性もなかったにもかかわらず、当該文書は作成されていた。そのため、こ

のような不合理な説明をした最高裁判所事務総長の理由説明は信用できない。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「59期から70期までの新任判事補採用内定者の出身校別の人員数が分かる文書」と整理した。

司法修習生からの新任判事補採用内定者に関しては、採用内定時における報道発表のため、当該修習期の採用内定者の出身校別の人員数が分かる文書を作成し、報道発表に関する照会への対応等のため一定期間文書を保有しているところ、本件開示の申出に係る各修習期分については、既に廃棄済みである。

本件開示申出文書は「採用内定」時点のものであり、苦情申出人が本件開示申出文書と実質的に同じ文書と主張するのは「採用発令日」時点のものである。両者は文書作成の前提となる時点が明らかに異なっており、前者又は後者の文書開示申出に係る文書探索においては、相互にその対象となる文書に該当しない。

#### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年3月25日 | 諮問の受理               |
| ② 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月3日     | 苦情申出人から意見書を收受       |
| ④ 令和元年7月19日  | 審議                  |
| ⑤ 同年8月23日    | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習生からの新任判事補採用内定者に関しては、採用内定時における報道発表のため、当該修習期の採用内定者の出身校別の人員数が分かる文書を作成し、これを一定期間保有しているところ、本件開示の申出に係る各修習期分については既に廃棄済みであるとのことであり、当該文書の性質並びに本件開示の申出の内容及び時期を踏まえれ

ば、このような説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、①以前にした開示の申出の際、「採用発令日時点での出身法科大学院ごとの人数や割合が識別しうる一覧表等の文書」が探索の対象となっていたことからすれば、本件開示申出文書は廃棄されていない、②最高裁判所事務総長は、上記一覧表等の文書については作成する必要性がないと説明していたにもかかわらず、本件開示申出文書を作成していたことからすれば、最高裁判所事務総長の理由説明は信用できない旨を主張する。しかし、苦情申出人が以前に開示の申出をしたという文書（平成29年度（最情）答申第66号参照）と本件開示申出文書とは、文書作成の前提となる時点が異なり、両者は同一の文書であるとはいえないことからすれば、以前にされた開示の申出の際に本件開示申出文書が探索の対象となっていたとはいえない。また、上記のとおり両者が同一の文書であるとはいえないことからすれば、その作成の必要性について両者に差異があるとしても何ら不合理ではない。苦情申出人の上記主張は採用できない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人